

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「立憲」の胎動：清朝朝廷の「立憲」構想
Author(s)	宮古, 文尋
Citation	史学研究, 303 : 1 - 25
Issue Date	2019-07-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055655
Right	
Relation	



「立憲」の胎動

——清朝朝廷の「立憲」構想

宮 古 文 尋

はじめに

一八九五年以降に本格化した変法運動は、清朝の体制そのものを見直す政治制度改革の実施を訴えるものであった。その目的を一言で言い表すならば、「広範な意見聴取、合議制の創出、人材抜擢」を可能とする制度構築である。下級官僚や庶民への上奏権の付与、新たな議政機関の設立、科挙改革といった変法案は、目的を果たすための手段の一案として位置付けられる。

変法運動を担った康有為や梁啓超は、その改革目的を実現し得る制度を地方で試行すると構想し、その主導役に地方大官を想定した。湖広総督張之洞をはじめとした地方大官らもまた、そうした改革構想に一定程度賛同し、改革主張を宣伝する新聞や雑誌の発行、改革主張を教育する学校の設立等へ

の資金援助などを通じ、変法運動を後援した。しかし、一八九八年初頭より、康有為の改革主張はそれまでのものから変質し始める。その影響を受けた新聞や雑誌の主張も同様であった。地方大官が主導する新たな政治制度の試行という改革構想は、中央から派遣した督辦が地方行政の裁量権握るものへと変質した。康有為らの改革主張は、自身の中央政府進出を確信するにつれ、地方大官を含む既存の高級官僚の権限を奪い、それらを自らのものにする思惑を色濃くし始めたのであった。

一八九八年六月、後に戊戌変法と称されることとなる改革が開始されるが、当初は変法運動に賛同していた官僚も、その推進には非協力的だった。結果、改革は進展することのなまま、僅か一〇〇日余り後、白紙に戻される。以上の結末を迎えることになった変法運動は、「現地事情に応じた施

「立憲」の胎動—清朝朝廷の「立憲」構想（宮古）

策を地方の裁量で行い、中央が点検承認する」清末中国の政治構造に反するものであったと評価されている¹⁾。

一九〇一年一月、再び改革実施を宣言する上諭が下されると、それに応じて改革案が上奏された。中でも、七月に張之洞と両江總督劉坤一が連名で上奏した「江楚会奏变法三摺」と称される三件の上奏は、新たな改革、「清末新政」の骨子となっていく。江楚会奏は教育や軍事、広い分野にわたる改革案を述べるものであるが、政治制度改革については、「上奏の簡略化、合議を経た奏請の徹底、官吏任用制度の改革」が訴えられた。これもまた、变法運動と同様に「広範な意見聴取、合議制の創出、人材抜擢」を目的としていると言える。

張之洞ら地方大官は、改革の後援役から牽引役へと転じた。江楚会奏で示された政治制度改革の構想は、变法運動と同様の目的を達成せんとするものである。しかし、それを達成する手段においては、变法運動が抱えた問題点、つまり、地方大官らが戊戌変法の推進を拒んだ原因を解消しなければならぬ。その問題点とは、戊戌変法期における改革構想が、「地方分権的」な清末中国の政治構造²⁾に反するものであったことになる。

清末新政における政治制度改革は、「立憲」と称され、その牽引役もまた地方大官であったとされている³⁾。しかし、その改革は、「立憲制・近代的な国家体制への移行をめざすもの」だった。反面、中央政府の権限を強化する企図も含んでいる⁴⁾と評価されている。つまり、戊戌変法と同様、「地方分

権的」な清末中国の政治構造を、「中央集権的」なものに変えようとした改革とされているのである。

地方大官が主導した政治制度改革は、なぜ再び中央政府の権限強化へと向かったのか。その過程は、地方大官の改革構想を反映したものであったのか。主導したのは誰なのか。こうした疑問を解き明かす糸口とすべく、本論では、一九〇五年に海外政治視察団派遣が決定される前後の「立憲」構想について検討する。視察団派遣を命じる上諭は、視察目的を「立憲」や憲法調査としていない。しかし、翌年視察団の帰国後には立憲準備（預備立憲）を宣言する上諭が下される。それは、視察団が帰国後に「立憲」を訴えた結果なのか。それとも視察ははじめから「立憲」を視野に入れたものだったのか。だとするならば、それはいつ頃からのことであり、どういう経緯と理由で浮上したのか。従来の説の再検討を試みる。

第一章 朝廷外の「立憲」構想

第一節 「変法」から「立憲」へ

一九〇一年一月、新政の構想を求める上諭が下され、八月二四日⁵⁾、駐日公使李盛鐸が上奏した。一九〇五年の『時報』は、李盛鐸は次のように上奏したと報じている⁶⁾。

思いますが、国体や政体には所謂、君主・民主の分別がありませんが、其の変遷・沿革は百折千回を経て、必ず立憲に帰依した後に根底が定まっています。……毅然決然

と、まずは立憲の意を宣布して、明らかに国是を定めるべきです。

李盛鐸は、張之洞にこれの奏稿を送っている。張之洞は十月十四日に返信し、「皆が変法と言うが、国体を述べるのはこれのみである。本を知る言であり、時勢に通じたものであり、自強の基であると言うに十分である」と述べている。^⑩
一九〇二年一月十日、張之洞が新政担当者に推薦した十二名には李盛鐸も含まれていた。^⑪ 李盛鐸の上奏は、政治制度改革の構想を具体的に述べるものではない。まずは憲法制定の意志表示をするべきとした、李盛鐸の「立憲」案に、張之洞は賛同したようである。

一九〇四年四月二二日、前月まで「奏定学堂章程」作成のために北京にあった張之洞の代理として湖広総督を務めていた端方のもとに、駐仏公使孫宝琦より「私は再び政務処に上書し、立憲政体を定め、広く議會を開くよう要請する。……私の兄上〔端方〕が張之洞公と結んで立憲の意を会奏し上陳するならば、さらに聖裁を求めることができるだろう」と電文が届いた。^⑫ これに応じた端方の動きを確認することはできないが、五月、張之洞は両江総督魏光燾とともに、張謇に「請立憲奏稿」の作成を依頼した。^⑬ 張謇が、湯寿潜・趙鳳昌ら数名とともに奏稿を作成すると、張之洞は上奏するべきか否か、直隸総督袁世凱の意見を聴取するよう指示した。袁世凱の返答は、時期を待つべしとするものであり、上奏には至らなかつた。^⑭ 奏稿は、次のように述べるものであった。^⑮

今地球の万国の政体に君主民主の違いがあれども、其の主義は均しく憲法に帰すのです。各国の憲法に違いがあれども、其の宗旨は均しく国を利するに帰すのです。

……欧米各国を見ますと、大小が交錯して立ち、強弱に大差があります。小国皆が自ら其の政策を行い、大國がその野心を敢えて強く逞しくしないのは、実に憲法に頼り民心を固く結び維持しているためです。日露の近事を観るに最も明らかなのは、憲法を行えば極めて小さく極めて弱い國であっても、存続を固り自立するに足るということです。……臣らが各国の政史を参考にしたところ、其の最善にして久しく治めることができるのは憲法にしくはありません。……現在時機はすでに迫っており、もしも日露の戦事が終結するのを俟っていたならば、万が一外人が改革の事に干与することもあり得ます。

「請立憲奏稿」は、憲法制定は世界の通例であり、憲法制定により民が団結したならば、列強も簡単に手出しはできないなどと、他國の例を示しながらその利点を述べるものである。ここでも具体的な改革案は述べられていない。張謇は、「語は婉曲で、気構えもまたしり込みしたもので、林紹年に及ばない」と、奏稿の出来を評している。^⑯ 張謇は五月二七日、一月二十日の雲南巡撫林紹年と雲貴総督丁振鐸の連名上奏、「請変法之電奏」を魏光燾より見せられていた。林紹年らは次のように上奏している。^⑰

各國が我々を軽んじる。なおかつ日本が自らの計画を開

始するに、正義に基づく公正な主張として遇される。ロシアが我々に主権を帰さない。何故でしょうか。政治が各国と違うためです。……今の計として推し量るは、ただ急ぎ上諭を發布し、以前の非を改めると誓うことのみです。外部王大臣に命じて各国公使に広く知らしめ、在外公使に命じて、中国は今後一切、即改革を徹底的に行うと各国政府に迅速に告げさせるのみです。……日露の事が平定したならば、日本の変法の効果はこのようであると明らかにするでしょう。我らが未だ変法していない不幸はこのようであるともです。

これも具体的な改革案を述べるものではない。また、張謇がこれを「請変法之電奏」と称する通り、林紹年らの上奏には「憲法」や「立憲」といった文言は見られない。張謇が「しり込みした」とするのは、「請立憲奏稿」が断固改革を迫ることができなかった「気構え」を指している。李盛鐸の上奏、張謇らの奏稿、いずれにおいても「立憲」とは「憲法制定の宣言」である。それは改革の実施を訴える手段であり、決然と「立憲」を訴えることができないならば、「変法」の訴えよりも「しり込み」したものに過ぎないということである。

しかし、張之洞が李盛鐸の上奏に、「国体を述べる」重要性を見出したように、「皆が変法と言う」のみでは政治制度改革の進展は望めない。この時期より、改革の訴えは「立憲」「変法」に代わる旗印としていく。「請立憲奏稿」の上奏が見送られたのと同時期、孫宝琦は端方に宣言した通り、「陞

下にお願いたしますは、英独日の制に倣い、立憲政体国と為すと定め、まずは中外に宣言して民心を團結し、国家の根本を保全することです」と上奏した²⁰。九月、林紹年が「中国は必ず変法することです、はじめて自立に足りません。今、東三省を収回せんとするならば、尤も必要なのはまず変法の計を定めることです。……最も重要なのは、いかんせん専制を改め憲法を立てることです」と上奏した²¹。翌一九〇五年二月には、駐日公使楊樞が、「まず定めて立憲の国と為すよう命じると宣誓し、然る後、議會を開き、公論で一切の変法の事を決し、皆立憲政体に依り行つた」日本の例を述べ、「もし変法の大綱を議するならば、日本に倣うべきだと推し量ります」と上奏した²²。

日本に倣うべきとするのは、李盛鐸の上奏、張謇らの奏稿も同様であった。李盛鐸は、「特辦政務王大臣に命じて各国の憲法を参考とさせる」よう述べ、「日本の維新の初めは側近を遊歴に派遣した」例を挙げ、「多数の事務の人員をそれぞれ各国の調査に派遣させる」よう上奏していた。「請立憲奏稿」では、「まずは定めて大清憲法帝国と為すと天下に宣布し、一面では王大臣を各国へ遊歴に派遣し、憲法を考察」するよう述べられていた²³。

楊樞の上奏は、「憲法制定を宣言」した後の「議會の開設」。李盛鐸の上奏と張謇らの奏稿は、「憲法制定を宣言」した後の「海外政治視察団の派遣」。いずれも日本に倣うとするのは、改革の内容ではなく、「手順」である。一九〇五年初頭までに、

在外公使、地方大官、その幕僚らの間に、こうした改革実施の「手順」が、「立憲」構想として形成されてきたのである。

第二節 地方大官による「立憲」上奏の報道

こうして、言わば改革を訴える標語は「変法」から「立憲」に変わり始めたのであるが、これ以後、一九〇五年の海外政治視察団派遣決定までの「立憲」の展開には定説がある。その基とされるのは次に挙げる数件の報道である。一九〇七年一月（光緒三十三年十二月）発刊の『東方雜誌』臨時増刊号、『憲政初綱』には、「中国立憲之起源」と題す文章が掲載されている²⁵。

甲辰（一九〇四年）に日露戦争が起きるに及び、識者が皆説を為して言うには、此れは日露の戦ではなく立憲と専制の二政体の戦であるとのことだった。……立憲の議を主張する者は次第に多くなり、時にフランス公使を奉じていた孫宝琦がまず政体を改めるよう要請した。两江総督周馥、湖広総督張之洞、兩広総督岑春煊の地方大官もまた立憲の発言をした。重臣や皇族にも僅かながらそれを持説とする者がいた。乙巳六月（一九〇五年七月）、直隸総督袁世凱は皇族を選抜して各国に派遣し、政治を視察させて改革の根本とするよう奏請した。朝廷はこの旨を応諾し、載沢・戴鴻慈・徐世昌・端方の四名を各国の遊歴に特派し、政治を考究して従うに善きものを択ぶに期すとした。

この前月、一九〇六年十二月十六日に発刊された『憲政雜誌』の「五大臣各国考察政治」と題す記事に、ほぼ同内容の記述がある。ここでは、孫宝琦が「立憲政体の利」を詳言し、周馥・張之洞・岑春煊も発言し、袁世凱が「憲法の考究」に皇族・大臣を派遣するよう奏請したとされる²⁶。続く「宣布預備立憲」と題す記事の「議行立憲之原始」の項には、「五月三十日（一九〇五年七月二日）に袁世凱・張之洞・周馥が「立憲」を上奏し、「六月二十日（一九〇五年七月二二日）に袁世凱」が「各国の憲法を考究」するよう奏請したとある²⁷。

以上をまとめると、七月二日に袁世凱・張之洞・周馥による連名での「立憲」上奏があり、同時期に周馥・張之洞・岑春煊がそれぞれ単独で「立憲」の発言をし、七月二日に袁世凱が「政治」もしくは「憲法」視察団の派遣を上奏したことで海外政治視察団派遣の上論が下り、この一連の動きが「立憲之起源」「立憲之原始」とされていることになる。ただし、視察団派遣の上論は七月十六日に下されており、これでは袁世凱の上奏はその後のものになってしまう。

周馥・張之洞・袁世凱の会奏があったとする「七月二日」は、『時報』が三総督の連名上奏があったと報道した日付である²⁸。報道は、六月二十七日『東京朝日新聞』の記事「袁世凱、張之洞、周馥の三総督より今より十二年を期し立憲政体に変ずべしとの奏議出でたり、其内容は未だ審ならず」²⁹の翻訳であった。同様に、袁世凱が海外政治視察団派遣を上奏したとされる「七月二二日」も『時報』が袁世凱の上奏を報道した

日付である。³⁰『時報』は、十九日の北京電として「直隸總督袁世凱は……また自強を圖らんと欲するならば、各国の憲法を考究し、臨機応変に施行すべしと上奏する。また北京の各官員もまた多く立憲の利を條陳している。故に政府は載沢・端方・戴鴻慈・徐世昌らにそれぞれ各国に赴き、切実に政治を考究するよう命じる挙動が有る」と報じている。³¹

では、実際の上奏はいつのことであったのか。周馥・張之洞・袁世凱の会奏についてはその存在すら確認できない。袁世凱は、『時報』報道の二日前、すなわち報道が典拠とする北京電の翌日、二十日に官員の海外派遣を上奏している。³²ただし、その内容は報道とは異なり、「憲法の考究」も「立憲」も述べてられていない。また、十月二三日刊の『東方雜誌』は、八月二日に「直隸總督袁世凱が立憲政体を挙行するよう意見した」と報じている。³³如何なる手段で意見したのかは不明であるが、少なくとも上奏の存在は確認できない。

張謇はこの年、袁世凱に「万機を公論で決する。此れは對外への正当なる先陣であつて、立憲において最も重要である。昨年、あなたが未だ其の時に至らずと言つたのは、行き届いた見識からだっただろう。今、外に日露の前途を推し量るに……まさにそれをやるべきではないだろうか」と書き送っている。³⁴書簡には、江北から上海に至つた呉保初に書信を託した、とある。呉保初『北山楼集』には「乙巳八月（一九〇五年九月）に上海に行きつつ作成した」詩があり、³⁵九月二三日の張謇の日記に「呉保初に書信を送る」とある。³⁶書信が託さ

れたのは九月ではないかと思われる。³⁷光緒三十一年十一月（一九〇五年十二月）の張謇の日記の末尾には「立憲近況記略」と題した文章があり、そこには「袁世凱もまたどちらつかずではつきりせず「立憲」の可否について」どちらもよいといった有様であった」とある。³⁸続き、九月二四日の視察団出發日の爆破事件について述べられているから、張謇の認識では、少なくとも呉保初に袁世凱への書信を託した九月二三日まで、袁世凱の態度ははつきりしていなかったことになる。張謇が袁世凱に「立憲」主張を促した時期、報道されていた通りに、すでに三度にわたつて袁世凱が「立憲」を上奏していたとは考え難い。³⁹

周馥・張之洞・岑春煊の「立憲の發言」についても、それぞれ報道がある。周馥の上奏については、『時報』が七月十八日、「两江總督周馥は先月（六月）末、単独で「張之洞・袁世凱との会奏に」引き続き電奏し、立憲政体に改めるよう要請した」と報じている。⁴⁰周馥は六月二十七日に上奏しているが、内容は報道と異なり、「立憲」について述べていない。⁴¹

岑春煊の上奏については、『中外日報』が八月三日、「岑春煊は先月（七月）初旬……官制を改め、並びに軍政と財政の整頓に尽力するよう要請した。また謂うには、自強を圖らんと欲するならば必ずまずは変法、変法を欲するならば必ずまず政体を改めなければならぬ、とのこと。当今の計を為すに、思うに立憲の挙行が有れば、まさに滅亡を救うことができる、と述べた」と報じている。⁴²六月二三日、日露戦後処

理に関する建議が要請されると、二六日、駐米公使梁誠のもとに、岑春煊より情報と助言を求める電文が届く。七月三日、梁誠は「東三省の主権を回復したとしても広く通商を開かなければ、各国は承服しないし日本を制することはできないが、治外法権が回復しない以上は広く通商を開くとは言い難い。期限を定めて、直ちに東西の政法に倣って民と共にやり直す」と宣言するのが良い」と返電した。九日、岑春煊より梁誠に「変法自強は、敬服、感服、偉大な論であり、切に奏した。公に上奏し得るのは各国の変政の効果を詳言することであり、聴く耳を持つように改まったと耳にしたならばまた伝える」と電文が届いている。確かに岑春煊は七月上旬に上奏しているようである。ただし、その日付や内容は確認できない。梁誠とのやり取りを見るに、報道されたような政体変更や「立憲」を訴えるものではなかったように思われる。

張之洞の上奏については、『申報』が八月十四日、「先月（七月）、張之洞公は立憲政体へと改めるよう要請した後、また多項目を條陳した。聞くに上奏の中には、立憲の実行を希望すると述べるものがあり……」と報じている。張之洞は、七月二四日に上奏している。その内容は、日露戦後処理に関する建議要請に応じ、当面策一案と善後策五案を述べるものであり、これもまた、「立憲」を訴えるものではない。

「立憲之起源」や「立憲之原始」とされる、地方大官による「立憲」上奏はいずれもその存在を確認できない。当然、確かに上奏が存在した可能性もあるし、報道とその時期が一

致する六月二七日の周馥、七月二十日の袁世凱、七月二四日の張之洞の上奏も、報道されたものとは全く別の上奏である可能性もある。しかし、本論においては、地方大官が「立憲」を訴えた上奏がただの一つも見当たらない以上、もう一つの可能性、つまり、改革や変法の訴えがすべて「立憲」と報じられていた可能性に基づき、上奏の内容を検討したい。前節で述べたように、「立憲」、すなわち「憲法制定の宣言」を促す主張は、改革の実施を訴える手段であり、「変法」に代わる改革主張の旗印となりつつあったと考えるからである。

第三節 地方大官の改革構想

袁世凱の上奏は、一九〇五年七月の視察団派遣決定に繋がったと報じられ、先行研究においても概ねこの見解が踏襲されている。袁世凱は、すでに一九〇一年四月二五日「各国の政治・學術・風土・人情を考究する」べく「王公」の派遣を上奏している。同年七月二十日、張之洞らの江楚会奏も「國勢を觀察し、政事・學術の考察」のために、「王公大臣・宗室の後進、大官子弟、翰林院・詹事府・都察院の各省駐派員、六部属官各項の京官」の遊歴派遣を建議している。一九〇四年初頭、魏光燾・岑春煊・端方の地方大官と呂海寰・盛宣懷の連名上奏では、日露開戦への対応策として「新政の考究」を名目に大臣を派遣する案が述べられ、一九〇五年七月五日には、岑春煊が病氣療養を兼ねて「政治學術の考查」のために自ら遊歴に赴くと申し出ている。ただしこれらは、視察団

派遣を今後の改革の参考とするよう述べてはいるが、視察内容を反映すべき改革構想を上奏するものではない。また、張之洞が各国「憲法」調査を建議した李盛鐸の上奏を評価しながらも、「王大臣を各国へ遊歴に派遣し、憲法を考察」するよう述べた「請立憲奏稿」の上奏を、袁世凱とともに見送ったのは本章第一節に述べる通りである。一九〇五年六月三十日、袁世凱から張之洞への電文に次のようにある。⁵⁵

庚子（一九〇〇年）以来、外人は皆、我々に变法自強を望み、朝廷もまた幾度の詔で新政を實行しているが、京外を視るに、実効は乏しい。外人はよつて益々、我らを疑い、我らを軽視している。……王公・大臣に命じてそれぞれ海外遊歴に派遣し、また專員をそれぞれ各国に派遣し、各項の専門政治を調査させ、採用し模倣したならば、妨害を阻むに資する。外人の皆に、我らが發奮して修改せんことを明らかに知らしめる。

電文においてさえ、未だ「王公・大臣」の海外派遣の目的を、憲法視察や「立憲」とする主張どころか、視察後の改革構想も述べられていない。海外視察を改革の参考とするにも、清朝の改革意志を表明する手段にすると述べるのみである。しかし、この直後、経緯はどうあれ、袁世凱ら地方大官の海外政治視察団派遣の構想は実現した。

海外政治視察団派遣の上諭が下った後、七月二十日の袁世凱の上奏は、「各国」ではなく「日本」に、「皇族」ではなく「官紳」の派遣を建議するものであった。その目的は「憲法」

調査ではなく、「地方自治の基礎」の構築と述べられている。⁵⁶袁世凱は、「王公・大臣」の政治視察決定を受け、「官紳」の政治視察を訴えるとともに、ここで初めて視察後の改革方針案を述べたのである。「地方自治」の実施を改革の方針に掲げたのは周馥も同様であった。「立憲政体に改めるよう要請した」と報じられたと考えられる六月二七日の周馥の上奏⁵⁷は、日露戦後処理に関する建議要請に応じ、「地方自治の基礎」⁵⁸の構築を訴えるものであった。

二四日の張之洞の上奏も、視察団の派遣を前提とした今後の改革方針を述べるものである。張之洞は「一に曰く、〔東三省の〕あらゆる地の開放」として、「以前、ロシアが東三省を占拠していた時に日本人が我らに強く勧めた、あらゆる地を〔諸外国に〕開放することでロシアを抑える策の調査」を提案し、「この度の遊歴で外国に至る大臣に、中国の情況に於いて〔東三省の開放を〕行うことの弊害が無いか詳細な調査を命じる」よう建議した。続き、「二に曰く、変法。この後、東三省の官制、政治、法律は必ず旧習を取り除き、時宜にかなう適当なものとするので、はじめて保安が可能となります。且つ各国が雜居するならば、西法を採用し、外国顧問官を参与させて用いなければ、統御することは断じて難しいでしょう。東西洋の人を参与させ用いますが、日本人は差し支えがなく、やや多くあるべきです」と、東三省統治を通じた地方政治の改革案を述べている。⁵⁹この時期、「立憲」を牽引たとされる地方大官の上奏は、東三省における「変

法」の実施、或いは「地方自治の基礎」の構築であり、それらに向けて海外の政治を調査するよう建議するものであった。

第二章 海外政治視察団派遣の目的

第一節 海外政治視察団派遣決定までの経緯

張之洞は一九〇一年、「憲法制定の宣言」を促す李盛鐸の「立憲」上奏を評価し、「政体変更」を訴える意義を認めていた。一九〇四年には、張謇らに「請立憲奏稿」の作成を要請した。しかし、張之洞も袁世凱も「立憲」を主張することには及び腰で、上奏は見送られることとなった。張謇は、この時期「立憲」について張之洞と議論した印象を、「其の論は明快だが、気概はことさら怯んだもの」と記している。⁽⁴⁰⁾

定説では翌一九〇五年、張之洞や袁世凱らの総督は一転、敢然と「立憲」を上奏し、「立憲」を牽引したとされる。しかしながら、前章に見たように、張之洞ら総督は「立憲」ではなく「変法」、特に「地方自治」の構想を上奏したのであり、それらが「立憲」の発言として報じられていたように思われる。「立憲」の語を、改革を訴える標語として捉えるならば、「変法」も「立憲」も目的は同じであるのだから、問題はなのかもしれない。しかし、張之洞ら総督が「憲法制定の宣言」や「政体変更」を述べていないのならば、海外政治視察団の出発前、「立憲」が視察目的となっていた経緯を明らかにする必要がある。そして、視察団派遣決定の経緯につい

ても、袁世凱の上奏とは別の理由を検討しなければならない。この時期、清朝政府は日露戦争講和会議への参加を目論んでいた。七月一日付の駐清アメリカ公使ロックヒルからワシントンへの報告には、一週間前、軍機大臣慶親王より日露戦争講和会議参加の打診があったが、それを拒否したこと、さらに袁世凱に講和会議参加反対を確認する電話をしたことが述べられている。⁽⁴¹⁾ 六月中には、アメリカを頼りとした講和会議参加の可能性は断たれており、袁世凱はそれを知りながら、視察団派遣決定後の七月二十日、日本に官紳を派遣して地方自治実施の準備とするよう上奏したことになる。

七月一日、駐清日本公使内田康哉は、ロシアの勧告により、清朝が講和会議参加を希望したとする風説を確認するべく、外務部会辦大臣那桐のもとに書記官を派遣した。那桐はロシアの関与を否定しながらも、講和会議参加の意向は「政府部内二多数ヲ占メ居ルハ事実」とし、自身が全権委員に内定していると述べた。⁽⁴²⁾ さらに翌二日、那桐は日本書記官に「全権派遣ニ関シ勅命ニ拠リ当地各大官及地方大官ノ意見ヲ徴シタルニ派遣説三十名ノ多数ヲ占メ居ル」と伝え、三日には内田を訪問し、自らの全権委員としての講和会議参加に同意するよう迫った。⁽⁴³⁾ しかし四日、内田と慶親王・那桐・軍機大臣慶親の会談では、清朝側より全権委員の派遣を見合わせる意向が伝えられる。ただし、「派遣説ヲ主張スル者頗ル多キニヨリ之レヲ抑圧シ且ツ政府ノ立場ヲ鞏フスルタメ」、講和会議の清朝に関する条項に関しては、清朝と協議を経ない限り

承認しないと、日露両国に照会することが述べられた。⁽⁶⁵⁾こうして清朝政府は、四日以降も講和会議参加の可能性を探ったが、結果的にそれは叶わなかった。⁽⁶⁶⁾

清朝政府内外の多数が講和会議参加を主張しているとの話が事実ならば、「政府ノ立場」を守るためには、会議参加の望みが断たれつつあることを自覚しながらも、講和会議に参加し得る大臣級の高官派遣を取り止めて、一縷の望みを捨て去ったと見られるわけにはいかない。しかし、参加の可能性が皆無となったならば、何の名目もなく高官を派遣するわけにもいかないだろう。

全権委員の講和会議参加を諦めた四日、軍機大臣榮慶の日記には「慶親王が政治視察員の派遣について相談した」とある。⁽⁶⁷⁾日本が照会の断固拒否を返答した八日の翌九日には、「政治視察使節の派遣について話し合った」とある。⁽⁶⁸⁾講和会議参加が絶望的だと明らかになりつつあるのと軌を一にして、政治視察を目的とした海外派遣も議論の俎上に載せられ始めたようである。十六日、海外政治視察団派遣の上諭が下される。

第二節 一九〇二年の海外政治視察

当時、御史にあった趙炳麟は、「中国は大臣を派遣し和議に参加し、東三省の主権を保たんと冀うも、日露が許可しないことを恐れるがゆえ、憲政考查を名目にして、……五大臣を派遣した。各国に赴いた後、日露は果たして中国の和議への参与を許さず、憲政考查は実に施行を見るを遂げたのであ

る」としている。⁽⁶⁹⁾榮慶の日記には、七月四日に慶親王が海外政治視察を提案し、九日にそれが議題とされ、視察団派遣の上諭が下る二日前の十四日には、「慶親王は憲法考を進呈するとともに、唐文治の草稿抜粋を付した」とある。⁽⁷⁰⁾

商部左丞唐文治は、一八九二年に進士となり、一八九六年に総理衙門章京に採用され、一八九八年に実職に就いた。

一九〇一年には、謝罪使節那桐に同行して日本を訪れた。同年、総理衙門が外務部に改組されると主事となり、一九〇三年の商部設立に伴い右丞に抜擢され、数ヶ月後に左丞となり、一九〇五年のこの後、左侍郎とされた。⁽⁷¹⁾商部の初代尚書は慶親王の子、載振である。唐文治は、総理衙門、外務部、商部と慶親王親子に仕えたことになる。

一九〇二年、唐文治はイギリスのエドワード七世戴冠式に派遣された載振の随員として、イギリス、ベルギー、フランス、アメリカ、日本を歴訪した。それを記録した『英軺日記』は、載振名義の著作であるが、実際には唐文治が著したものである。唐文治は自訂年譜の中で、十月初めに北京に戻った後、「私は公務の合間に、載振大臣のために『英軺日記』の編纂をやり終え、進呈して御覧に入れた」と述べている。⁽⁷²⁾『茹經堂文集』収録の「英軺日記序」表題には、「載大臣に代わり作る」とあり、末尾には「此の文章は私が執筆を依頼され、沈曾植先生に潤色を要請して初めて完成した」と、加えられている。⁽⁷³⁾載振の子、溥銓は「実際、我が父は少しは文章が書けたが、文章を書くことはうまくない。そのうえ彼が書いた

日記、或いは親類や友人と吟詠して詩を作ったものは見たことがない。『英輶日記』一書は、聞くに随行した参贊の唐文治が整理したもので、出版後に載振が親類や友人に分配して贈ったものである」と述べている。⁽⁷⁶⁾よって、当然、商部設立にあたっての載振の上奏や章程の起草役を担ったのも唐文治であった。⁽⁷⁷⁾唐文治が、外務部下、六部の上に位置づけられた商部の要職に抜擢された所以であろう。

『英輶日記』は、さながら視察報告書のような内容で、各国の歴史、政治、行政、財政、税制、兵制、農商工業等々、多岐にわたり詳細に述べられている。日記の五月一日には、シンガポールに到着した載振が、「中国が早期に振興し、列邦の見る目を変えるよう願っている」などと述べたイギリスの海峡植民地総督に対し、「この度、イギリスに至るにあたり、貴国の政治、學術の考究を予定している。且つ仏米諸国を遊歴し、制度を諮詢し、国家の採択に備え、多少の手本とする」と答えた⁽⁷⁸⁾とある。戴冠式への列席が目的とは言え、視察も多分に意識されていたようである。また、四月十一日に天津を発った一行は、十八日、上海にて日本正金銀行が催した宴席に招かれた。唐文治はその日、「思うに日本は近来、政治に精勵し、學術を日に新たにしているが、憲法を講究するに至ったことが、尤も精良にして重要である」と記している。⁽⁷⁹⁾唐文治は、「憲法」や各国の政体も重要な視察項目として意識していた。前年一九〇一年、唐文治は那桐に代わり『奉使日本記』を記している。そこには、「其の憲法を考えるに、尊卑

貴賤の典範であり、律令は整然として互いを侵し越えることではない」とし、「日本の長き所を取り、併せて短き所を棄てべきである。其れを臨機応変にするにしても、根本と末梢は、軽重・緩急・先後の順に従つて之を行うことである」と記されている。⁽⁸⁰⁾

第三節 唐文治が見た「憲法」

翌一九〇二年、イギリスに向かう唐文治は、依然として国家を治めるために必要なのは、上下秩序であると考えていた。

凡ての民は血氣心知の性を有し、汝と我の実体は驚くほど隔たっているのだから、争いを無くすることはできない。聖争いは施し奪いしているうちに天下を乱す階となる。聖人の考えは天下の争いを平定することにあり、故にこのために礼節を以て之を制限し、このために少長や貴賤の名を以て之を統率するのである。凡て此れを告げる所以は万事の権を尊び、天下の争いをおさめるためである。

……重要なのは未だ権を尊ばずして事を集めることができたことではないということである。権が一つであれば、事には条理があり、根本は強く立つ。権が分かれれば、事は管轄し隷属することはなく、根本は脆い。

しかし、欧米諸国の政治視察を視野に入れる唐文治は、疑念を抱いていた。

私が平等の説を考えるに……欧西の民は或いは其の名を平権と言うを好み、また之を推し進め、道理を解き明かし、

之を自由と謂う。今まで自由の説は、ほぼ地球のいたるところで、結党して団体を立てるを助け、其れと国家は敵であつた。私が観るに、西人は事を治めるに権力を一つに歸し、条理通り順序通りで、出しゃばつて紛争して事を壞すことはない。其れと平権の説は、どうしてこのように相反するののか。

「平等・平権・自由」は上下秩序と相反する、国家統治の妨げとなるものでしかないはずである。しかし、西洋では「平権」を謳いながらも、権力は一つに集中しているように見えた。唐文治は、この矛盾が存在する理由を次のように解釈した。

節操なく時代に迎合し、高名であるのみの学者は必ず好んで平等の説を為し、それによつて其の不正を自らに都合よくし、往々にして西人は平権を講じ、自由を貴ぶと謂う。欧州の人が、頗る自分の目の者を喜び上に頂くを心と為すと知らないからである。議院の中では各々所見を述べるが、一人が上で主宰し、かつて敢えて身勝手な主観で秘かに探り、妨害した者はいない。すなわち固より平権を有すとの説を謂うことはない。

唐文治は、西洋の政治にもまた上下秩序があり、西洋でも「平権」、すなわち「権力の平等」は述べられていないと考えた。「平権」は「平等」の言い換えでしかないのである。

然らばすなわち何を平等と言うのか。国と国、君と君、水火工虞は、凡て相謀るものではなく、平等と言うこと

ができる。しかしながら、なおまだ兄弟があり、前後がある。此れは事の道理の必然の勢いであり、すなわち天理自然の定めである。……これ故に吾は上にと願う人は、その義に深く明るく、忠恕を植えるを心と為す。權威をほしいままにし、しだいに下を虐げ始めることはあつてはならない。そのうえ、下を願う人は、その義に深く明るく、各々其の職分を尽くすを為すべきとする。分を越える考えを存し、上に長じ、屈せずと考えを起すことはあつてはならない。国家がほとんどを処理すべしと望むは、天下のたちの悪い言であり、論じようとしなければ自ずとおさまるのだ。

そして、「平等」であるのは「国」や「君主」同士に限られ、「君主」の下、すなわち「国」の中に上下があるのは必然である。下にある者は自らの務めを果たせばよく、上にある者や国家に要求してはならない。海外の政治を目の当たりにする前、唐文治は、こう考えた。

しかし、イギリスに到着し、実際に目にしたその政治体制は、「君民共主⁽⁸⁾の国を称してはいるが、然るに実は民権が重く、君権が軽い」ものであつて、政治的決定の「皆は議院より出で、君主は署名し承認するのみ」であつた。権力は君主ではなく議院に集中しているように見えた。ただし、それにより「国是を処理するに、錯誤があるならば、国人は皆、執政に罪を歸し、君主を咎め及ぶは聞かない。……よつて民権が重いと雖も、上を犯す糸口を開くには至らない」利点もあつた。

そして、「これは明らかに憲法を定める効用である」と考えた。「憲法」は上下秩序を維持するに有効であるが、君主の権力を制限するものでもあり、元来の唐文治の考えからすると、如何に評価するべきか悩ましいものであった。しかし、改めて日本の「憲法」を目にしたことで、唐文治の「憲法」への評価は定まった。

日本国の国体は万世一系の統治国であり、其の皇位は皇室典範の定めるところで、皇族男子の子孫が之を継承する。日皇は国の元首であり、統治権を総攬し、憲法の条規により之を行う。帝國議会の開閉、法律の裁可・公布・執行、条約の締結、宣戦、議和、陸海軍の統率、大赦・特赦・減刑・復権の命令、皆が日皇に属する。⁸³⁾

唐文治は、以上のように日本の憲法を君主の権限を定めるものとし、さらに次のように述べる。

日本の立国はまず憲法を重んじた。憲法の外に有るは、曰く私法、曰く公法、曰く国際法である。……憲法は三者の中で公法に属する。其の宗旨の要は、主権の所在を定めること、人民の権利義務を定めること、主権の關係及び権限を定めることである。……主権の要は四つ有る。一に曰く独立不羈〔自主〕、二に曰く完全無欠、三に曰く至尊無上、四に曰く独一无二である。独立自主とは何か。其れは、外国の命令に従わない権利、また国中の各部の命令に従わない権利を言う。……完全無欠とは何か。……昔人は高等法院を称して主権を有すは法院と為した

が、其の説は非である。思うに高等職官が若しも主権を有すならば国家は一つの主権に止まらない。立国の所以となるはずがない。故に主権は完全無欠と言う。至尊無上とは何か。思うに主権は国家至高の件であり、一切の上位置し、凌駕できるものはない。独一无二とは何か。すなわち古人の言うところの、天に二日なく、民に二王なしの意味である。……天下の弱者の皆が、悉く一強の命令に従う。此れは必然の勢いである。故に一国の政の尽くは、一人が之を専らにし、多くの弱者を控制することとで、国家において大いに裨益有るのである。思うに主権の關係は、此のように其の重点がある。此れにより平等の説は、元より曖昧ではつきりしない言葉であることが分かる。憲法は、一を執りて万を御する要道であり、実に等級を審判する根源である。故に必ず先ずは平等の説を斥けた後、憲法を言うを許すべきである。⁸⁴⁾

また、唐文治は「必ず自由の説を斥けた後に憲法を言うを許すべきである」とも述べている。なぜならば、「憲法の自由の説とは、平民が得るべき守るべき権利義務を指して言うものであり、平民が主権を上り侵すことができると言うものではない」からである。⁸⁵⁾

天皇大権を規定し、皇位安定を保証する日本の「憲法」に触れ、唐文治の疑念は解消された。君主の権限を侵し、国家と敵対し得ると唐文治が考えた「平等」「自由」「平権」は、まず「憲法」を制定しさえすれば、上下秩序を乱すことはな

い。「憲法」は、君主大権を規定し、皇位安定を保証すると同時に、「平等」「自由」「平権」を制限するからである。『英輶日記』の序文には、「日本は聡明にして精強なる模範であり、用いるに良いと考える」と記された。⁸⁰⁾

一九〇二年までには、載振名義の『英輶日記』を通じて、以上のような「憲法」の存在が西太后や光緒帝にも伝わっていただろう。一九〇四年、張之洞と袁世凱より「請立憲奏稿」の上奏が見送られた後、張謇らは朝廷への「立憲」の働きかけを始めた。七月から八月にかけて、『日本憲法』を出版すると、趙鳳昌は趙慶寛なる人物に、それを朝廷に届けるよう依頼した。張謇は、これを目にした西太后が「日本には憲法があり、国家においては甚だ良いものだ」と述べたとしている。⁸⁷⁾七月十三日、張謇が趙鳳昌に宛てた電文には、「載振は、許鼎霖より書を得て、其れを慶親王に告げたところ、深く以て然りと為した」と知らせがあった、と述べている。張謇は、同電の冒頭で『日本憲法義解』の印刷を終えたのか趙鳳昌に尋ねているから、「書」とは『日本憲法』を指すだろう。張謇らの「立憲」の働きかけに対する西太后や慶親王の反応は、『英輶日記』により、日本の憲法に対する知識を得た上でのものであったと考えられる。十二月三日には、張謇は兵部左侍郎鉄良に『日本憲法義解』を送っている。⁸⁸⁾翌年七月十四日、慶親王が進呈した「憲法考」とは、以上のように様々な経路を通じて内廷にもたらされていた書物の一部であるかもしれない。また、併せて進呈された唐文治の草稿は当然、こま

で見えてきた唐文治の憲法理解に基づくだろう。

第四節 「立憲」視察に至る経緯

七月十六日、載沢・戴鴻慈・徐世昌・端方に海外政治視察を命じる上諭が下されたのに続き、二十七日、商部右丞紹英に視察団に加わるよう上諭が下された。⁸⁹⁾紹英の日記には、この日、「載沢に見えに行き、日本の立憲の大意について略談した」とある。⁹⁰⁾

載沢夫人の父、すなわち義父は西太后の弟の桂祥であり、載沢夫人の妹は光緒帝の後、劉裕皇后である。血縁関係はないが、載沢は西太后と光緒帝に近い関係にある。⁹¹⁾十六日、海外政治視察が命じられると同時に、載沢に急ぎ来京するよう命じられ、載瀛が東陵守護に任せられた。⁹²⁾東陵守護にあつた載沢は北京にいなかったのであり、召見されたのは二十六日になってからのことであった。⁹³⁾この召見で、紹英を視察団に加えると決定され、政治視察の目的について話し合われた、或いは指示があったと思われる。翌日、紹英は視察団に加えられるとともに、載沢と「日本立憲」について話したのである。

つまり、載沢は政治視察団派遣決定後の初めての召見で、視察目的に「日本の立憲」調査が含まれていると認識したことになる。ただし、海外政治視察を命じる上諭は、「それぞれ東西洋各国に赴き、一切の政治を考究し、善きを採んで従うに期す」と述べるのみであり、視察目的が「立憲」を視野

に入れたものと公にされてはいない。また、それを訴えることに逡巡したのは、張之洞や袁世凱ら地方大官のみならず、唐文治ですら同様であった。

八月、唐文治は「請改定官制摺」を上奏し、「官制は退廃し、職権は統一されていない」とし、「速やかに各国の専任の例に倣い中央官制を改正」し、「新政の初めの基礎を立てる」べく、「政務処に審議し施行するよう命を下す、或いは別に官制局を設け、詳細に周到に取り決める機関をご聖断により創出する」よう訴えた。「聞くに日本の明治変法の初めもまた先ず官制を改定した」のであり、この改革の手順は、日本に倣うものだった。ただし、「官制を」一律改定し、政体を維持することを目的とし、政体の変更は述べなかつた。また、政治視察への出発を一週間後に控えた九月十七日、紹英の日記には次のようにある。

召見を賜い、皇太后と皇上の訓示は、周到詳細に勉め、各国政治の均しく選ぶべきもの、考察を要するものを示すようにとのこと。憲法一事の如くは、現在は宣言して表に出すことはできないが、各国のやり方が如何なるものか考察すべきである、採択に備えるように、とのことだった。

ここでもまだ、憲法調査の計画は「表に出すことはできない」ものであった。この日は視察五大臣が一同に介しての召見であったが、戴鴻慈の日記には「注意深く考察し採択に備えよ」と訓示があったと記されるのみである。憲法について

の訓示が、載沢・紹英・徐世昌一行にのみ行なわれ、端方・戴鴻慈一行になかったのか、或いは同じ訓示であっても視察対象に「日本の立憲」があることを知る紹英の受け止め方が、戴鴻慈と違っていたのかは判然としない。ただし、端方もまた、ここで憲法について訓示があったとは認識していない。

視察への出発予定だった九月二四日は爆破事件が起き、端方一行の出発は十二月七日に繰り延べになった。九日、「陛下が別れを告げる日、皇太后の訓示は、あたかも切に各国憲政の考察を要請し、帰来後の施行を冀うかようであった。

これは尚も成立の望みがある」と、張之洞に端方から電文が届いている。西太后が憲法視察を望む気配を端方が察知したのは、十二月の出発前の召見であった。端方一行は十七日に上海に到着し、張謇と趙鳳昌と会談しているが、張謇の翌日の日記には、「思うに、端方の言う立憲の気が未だ絶えていないならば、これが延びる所以も有ると思われる」とある。また、会談の中で趙鳳昌は、「日露講和への参与を欲するも成功せず、視察への派遣を改めた。朝廷の立憲は、やはりうわべだけの先延ばしの計画であつて、革命もついに免れることはできない。早めに戻つて甬江総督の席を得たらどうだ」と端方に述べたと述べている。出発後もなお、朝廷の「立憲」の意向の有無について、端方らは確信を得ていなかったのである。しかし、九月の出発前に比べるならば、確かに朝廷においても「立憲」の気運は高まっていた。

「革命党」の呉樾が、海外政治視察に発つ五大臣の暗殺を

企てた爆破事件が起こると、唐文治はすぐに「請立憲摺」を密奏し、「今日危局の挽回を欲し、努めて自強を計画するとしても、日本に倣い立憲政体に改定しなければ効果はありません」と、政体の変更を訴えた。そして、「各国の憲法には均しく君主神聖不可侵犯の条があり、日本憲法の最初の条目では、天皇は万世一系で統治権を手中に有すると述べられています」、「権力は政府に集まり、国の政令はただ一つに統べられ実行することができます」と、『英輶日記』で述べた日本の憲法を改めて述べ、「立憲は政体を改めると雖も、国体を尊崇するに適したもので、且つ日本もまた君権の国であり、立憲以後、皇室の高貴で権勢を増すことは過去を越えていません」と、立憲政体への移行は日本と同様、君主大権を規定し、皇位安定を保証すると建議した。また、「施行の一切の詳細なやり方に至っては、政務処が各国の憲法を参考に其れの中国の情況と近いものを選ぶべき」とし、「立憲大綱規則四条」を付した。唐文治の密奏は、西太后と光緒帝のもとに留められ、唐文治の訴えに呼応するように十一月十八日、立憲大綱を策定するよう政務処に上諭が下り、二五日には、政務処王大臣に、考察政治館を設立し、「各国政法の中国の統治形態と適合するものを選ぶ」よう上諭が下った。

十二月十一日、北京を発った載沢一行は、一九〇二年に戴振と唐文治らが視察した日本、イギリス、ベルギー、フランスを訪れた。伊藤博文との会見では憲法における君主大権について問い合わせ、帰国後の上奏では主に立憲制における君

主大権について述べた。端方一行はアメリカ、ドイツ、オーストリア、ロシア、イタリアを視察した。日本に亡命していた梁啓超が起草した帰国後の上奏は、前年の唐文治の上奏と同様、憲法制定の前に官制改革を行うよう訴えるものであった。一九〇六年九月一日、「まずは官制をそれぞれ議定し……以て、立憲準備の基礎とする」と上諭が下され、翌日、編纂官制館が設立される。

おわりに

一九〇二年、載振名義で唐文治が作成した『英輶日記』により、君主大権を規定し、皇位安定を保証する日本の「憲法」が伝えられる。一九〇四年、張謇らは、日本の憲法を参照しながら内廷に「立憲」を訴えることを試みた。漏れ伝わってきた西太后や慶親王の反応は悪いものではなかった。一九〇五年、清朝は日露戦争の講和会議への参加を画策し、高官の海外派遣の準備を進めるが、参加が困難であることがはっきりとしてくる。そこで、慶親王より政治視察を海外派遣の名目とする案が提案され、続きその視察対象に憲法が提案され、合わせて唐文治の草稿が進呈される。視察大臣の一人に任命された載沢は、海外派遣が命じられるとすぐ、「日本の立憲」を視察対象として意識した。載沢が視察に向かったのは、アメリカを除く載振と唐文治らが訪問した四カ国であり、視察中、帰国後、いずれにおいてもその主な関心は、

憲法が規定する君主大権に向けられていた。確かに「憲法」とは、唐文治が報告したように君主大権を規定し、皇位安定を保証するものであるか否か、視察大臣唯一の皇族である載沢に、その再調査の使命は託されたのではないかと推察する。

慶親王が政治視察の目的として憲法を提議したのは七月十四日である。十六日に視察団派遣の上諭が下り、二六日に載沢が召見される。この間に、視察目的に憲法や憲政を含む方針は一定程度定まっていたと考える。従来、視察目的に憲法や憲政が浮上した要因として重視されていた在外公使（出使大臣）や地方大官の「立憲」上奏のうち、それ以前に上奏されたものは限られている。特に、「立憲之起源」や「立憲之原始」とされた地方大官による「立憲」上奏は報道があったのみであり、その存在は確認できない。一方、その真偽にかかわらず、上奏の報道と視察団の派遣決定、それを受けて加熱した新聞紙上での「立憲」議論が、在野において、視察の目的が「立憲」にあるとの認識を促していったのも事実だろう。つまり、「立憲」上奏の報道は、革命派の呉樾による爆破事件を引き起こし、さらに爆破事件が、朝廷における「立憲」気運を高めたのである。視察決定後に「政体を維持」するべく、官制改革案を上奏していた唐文治は、爆破事件の直後には政体変更、すなわち「立憲」を密奏し、「立憲大綱」案を付す。そして、視察団の出発前までに、政務処に立憲大綱策定と考察政治館設立が命じられる。これらは、本来予定されていた出発日以前には行われなかった。爆破事件の後、

より重要性を増した「立憲」視察の報告を待ち受ける、朝廷の準備である。

従来、海外政治視察団派遣決定に果たした役割が重視されていた、袁世凱をはじめとする地方大官や在外公使は、すでに一九〇一年に政治視察を上奏している。それが実現したのだから、これまで指摘されているように、視察団派遣決定後に袁世凱らがその人選や費用の工面等、実施に向けて積極的に役割を果たしたのは当然だろう。ただし、一九〇五年七月の視察団派遣決定に果たした役割が大きかったとは言えないように思われる。また、海外政治視察に抱いた期待が、その視察目的と一致していたのか否かも問題となる。

張之洞や袁世凱は、「立憲」を自ら上奏することはなかった。彼らが意義を認めた「立憲」構想は、政体変更や憲法制定を内外に宣言し、改革実施を約束することであり、改革の具体的な構想や議論は、その宣言の後に述べるものであった。そして、日露戦後処理に関する建議要請と海外政治視察団派遣決定を受け上奏したのは、「地方自治」実施に向けた準備であった。「立憲」とは憲法制定の宣言であり、その宣言を望むのは改革実施の確約を得るためであり、それを得てまず着手するのは「地方自治」ということになる。つまり、「立憲」の目的は「地方自治」の実施にあった。詳細な検討は稿を改めるが、ここでの「地方自治」とは、従来は制度外にある紳士、すなわち非行政区画である郷村の官職を持たない有力者の政治参加を、近代法的体系に則り制度化する構想である。

その目的は、「広範な意見聴取、議政機関の創出、人材抜擢」の実現と言え、これが「立憲」の目的ということにもなる。報刊等で主張された「立憲」も目的は同様だろう。当時の報道においても、先行研究においても、「変法」と「立憲」が混同ないしは同一視されていることにも、このことはよく表れている。

つまり、張之洞や袁世凱ら地方大官からすれば、朝廷が敢然と改革を進める意思を示すならば、改革の旗印を「変法」から「立憲」へと改める必要はないのである。張之洞は、「皆が変法と言う」のみでは改革の進展が望めないならば、「国体を述べる」必要性があると考えた。しかし、「朝廷はしばしば明らかに詔を下し、努めて変法を図り鋭意振興するも、規模は具わつたと雖も実効は未だ明らかではない」がゆえ、海外に政治視察団を派遣すると上諭が下された。改革の展望が開けてきたならば、具体的な改革案を上奏すればよいのであつて、あえて政体変更を上奏する危険を冒す必要はない。派遣決定後に官制改革を訴えた唐文治の上奏ですら、「政体を維持する」ことが目的と述べるに止まつていたのである。

一方、朝廷にとつての「立憲」とは、憲法の制定により、君主大権を規定し、皇位安定を保証することであり、「広範な意見聴取、議政機関の創出、人材抜擢」の実現ではない。唐文治が見た日本の憲法は、言ってみれば専制君主制を近代法体系に則り制度化したようなものであり、載沢に託された「立憲」視察は、その確認であつたと思われる。唐文治は、

権力の集中を志向し、「請改定官制摺」では、現状「職権は統一されていない」と述べている。これを改めるのが「立憲」であるならば、戊戌変法の時と同じく、改革が中央政府の権限強化へと向かうことも、それが地方大官の改革構想と相反することも必至だろう。視察団帰国後、「立憲」準備の上諭が下されたと言つても、それを発した朝廷と、それを受け止めた側では、「立憲」の目的が異なる可能性を考慮しなければならぬ。

ただし、視察団出発前の唐文治の密奏では、議院の設立や選挙の実施についても述べられているし、視察団派遣決定後の在外公使連名での上奏^⑩でも、地方自治の実施について述べられている。当然、載沢も君主大権のみならず、憲法その他の側面にも目を向けたであろうし、事前の認識と実際の視察で観取したものの相違もあつただろう。一方、朝廷に「立憲」の意志ありと確信を持たないまま視察へと向かつた端方らの「立憲」、上奏起草を請け負つた梁啓超の「立憲」もある。それらを踏まえた、朝廷内外、様々な立場からの「立憲」と改革構想の行方については、稿を改めて論じる。

註① 岡本隆司『李鴻章——東アジアの近代』岩波書店、二〇一一年、一九二頁。

(2) 以上の前提は、拙著『清末政治史の再構成——日清戦争から戊戌政変まで——』（汲古書院、二〇一七年）に基づく。

(3) 清末中国の政治構造を「地方分権」とするものとして、次のものを挙げておく。『清国行政法（第一巻）』汲古書院、一九七二年版、四八—五〇頁（当該箇所「分権国家ノ制」の執筆者である狩野直喜『清朝の制度と文学』（みすず書房、一九八四年、二九二頁もほぼ同内容）。市古宙三『近代中国の政治と社会（増補版）』東京大学出版会、一九七七年、三四八頁。

(4) 本論第一章第二節参照。

(5) 岡本隆司「清」富谷至・森田憲司編『概説中国史下 近世—近代』昭和堂、二〇一六年、一三五頁。

(6) 従来の研究においては、「近代化、中央集権的政治システムの建設を志向したにもかかわらず、現実には分権的状况が出現し、それが容易には収束しなかった」理由が検討対象とされるなどしているが（田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会——立憲・地方自治・地域エリート』研文出版、二〇一〇年、八頁）、その理由は必ずしも未だ明確ではなく、その現状は前註のような概説書における記述に反映されていると考える。

(7) 中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔（第二六冊）』（光緒二六年）』、広西師範大学出版社、一九九六年（以下、『光緒宣統兩朝上諭檔（巻次）』と略記）、文書番号一八〇四。

(8) 従来、この上奏は『時報』報道（次註参照）でのみ存在が確認されており（例えば、侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮——清末立憲運動史』（中国人民大学出版社、二〇一一年（初版一九九三年、以下、侯宜傑『立憲運動史』と略記）、二〇頁）、李細珠『張之洞与清末新政研究』（中国社会科学院出版社、二〇一五年（初版二〇〇三年、以下、李細珠『張之洞与清末新政』と略記）、二二六八頁）、同前『地方督撫与清末新政研究——晚清權力格局再研究』（社会科学文献出版社、二〇一二年（以下、李細珠『督撫与清末新政』と略記）、一三九頁）など）、上奏の時期は不明であったが、中国第一歴史檔案館編『清代軍機處隨手登記檔（第一五八冊）』（北京、国家図書館出版社、二〇一三年、六九頁）を見るに、上奏があったのは一九〇一年八月二四日（光緒二十七年七月十一日）だろう。「上奏通り変法事務にあたれ」と侷批がある。ただし、原文を確認できるのは『時報』報道のみである。

(9) 「追録李木斎星使条陳變法摺」「時報」光緒三十一年十一月二日（一九〇五年十一月二日）。

(10) 「辛丑九月初三日致出使日本大臣李」「張之洞檔案」中国社会科学院近代史研究所圖書館所藏（以下、『張之洞檔案』と略記（李細珠『張之洞与清末新政』二六八頁、李細珠『督撫与清末新政』一三九頁参照）。『張之洞檔案』は中国社会科学院近代史研究所編著『近代史所藏清代名人稿本抄本（第二輯）』（大象出版社、二〇一四年）として刊行されている。

(11) 「臚舉人材摺（光緒二十七年十二月一日）」趙德馨主編『張之洞全集（四）』武漢出版社、二〇〇八年（以下、『張之洞全集（巻次）』と略記）、四八頁。

(12) 『端方檔案』中国第一歴史檔案館所藏（張海林『端方与清末新政』南京大学出版社、二〇〇七年、一九五頁参照）。

(13) 『齋翁自訂年譜』（李明勛・尤世璋主編『張謇全集（八）』上海辭書出版社、二〇一二年（以下、『張謇全集（巻次）』と略記）参照）の光緒三十年四月（一九〇四年五一—六月）の項に、

風潮——清末立憲運動史』（中国人民大学出版社、二〇一一年

- 「張之洞、魏光燾のために『請立憲奏稿』を起稿した」とある。
- 『柳西草堂日記』（同前書参照）には、五月七日に張之洞と魏光燾、十一日・十三日に張之洞と会ったとあり、十三日には、「立憲」について話したとある（光緒三十年三月二十三日・二十六日・二十八日）。
- (14) 『柳西草堂日記』光緒三十年四月三日―二十九日（一九〇四年五月十七日―六月十二日）。
- (15) 『齋翁自訂年譜』光緒三十年五月（一九〇四年六月―七月）。張謇が袁世凱に書信を送ったとするのは六月二十六日である（『柳西草堂日記』光緒三十年五月十三日）。
- (16) 「与湯寿潜趙鳳昌改定立憲奏稿」『張謇全集（二）』一一八―一九頁。国家図書館善本部編『趙鳳昌藏札（十）』（国家図書館出版社、二〇〇九年、五四七―五七七頁）に稿本と草稿の影印がある。
- (17) 『齋翁自訂年譜』光緒三十年四月（一九〇五年五月―六月）。
- (18) 『柳西草堂日記』光緒三十年三月二十七日。
- (19) 「演督撫丁振鐸林紹年致板垣日俄將戰中国必受其殃請速變法以挽危局電（光緒二十九年十二月四日）」『清季外交史料』卷一八一、一一二頁。
- (20) 「出使法国大臣孫上政務処書」『東方雜誌（第七期）』光緒三十年七月二日（一九〇四年八月十二日）、八二頁。この上奏の原文は報道で確認できるのみであり、正確な上奏日も不明である。最初に上奏を報道したのは一九〇四年六月二日（光緒三十年四月十九日）の『大公報』であり、同年八月に全文が連載掲載された（『大公報』一九〇四年八月七―十一日（光緒三十年六月二六―七月一日））。連載最終日の末尾には、「按ずるに政務処は決して取り次ぎ奏上していないと聞く」とある。
- (21) 「遵旨敬陳管見摺（光緒三十年八月）」『林文直公奏稿』卷二、三三―三四頁。中国第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺（第一二〇輯）』（中華書局、一九九六年、文書番号〇二〇）に、光緒三十年八月十九日（一九〇四年九月二十八日）の上奏とある。
- (22) 『光緒朝東華錄』光緒三年正月癸巳（一九〇五年二月二十三日）。
- (23) 註（9）に同じ。
- (24) 註（16）に同じ、一一〇頁。
- (25) 『憲政初綱（東方雜誌臨時増刊）』光緒三十二年一月（一九〇七年一月）、「立憲紀聞」一頁。続き、「六月初四日（一九〇五年七月六日）」に上論が下ったとあるが、視察団派遣の上論は光緒三十二年六月十四日（一九〇五年七月十六日）のものである（註96）。
- (26) 『憲政雜誌（第一期）』光緒三十二年十一月一日、一五五頁。
- (27) 同前書、一五七頁。続き、「七月初一日（一九〇五年八月一日）」に視察団派遣の上論が下されたとあるが、誤りである（註25参照）。
- (28) 『時報』光緒三十二年五月三十日。
- (29) 『東京朝日新聞』一九〇五年六月二七日（光緒三十一年五月二五日）。これは「立憲政体に関する建議」と題す、「二十六日北京特派員発」の記事である。当時の北京特派員は土屋元作であった。同紙一九〇五年三月十一日に転任の広告が出ている。駐在期間は、秋までと短い（日出ロタリークラブ編『ロータリーの日本化大夢翁土屋元作伝』日出ロタリークラブ、一九八九年、一一五頁）。情報の入手経路等は不明である。
- (30) 『光緒朝東華錄』も光緒三十二年六月壬戌（一九〇六年七月二二日）を袁世凱の上奏日とする。『諭摺彙存』も光緒三一

年六月二一日（同年七月二三日）に袁世凱上奏を報じている。

(31) 『時報』光緒三十一年六月二十日。

(32) 「分飭官紳赴日本遊歷片（光緒三十一年六月十八日）」駱宝善・劉路生主編『袁世凱全集（十三）』河南大学出版社、二〇一三年（以下、『袁世凱全集（巻次）』と略記）、文書番号十三一〇七一。註(30)の史料に従えば、これが届いたのが二二日であったことになる。

(33) 「光緒三十一年七月中国事紀（初二日）」『東方雜誌（第九期）』光緒三十二年九月二五日、「雜俎」六五頁。

(34) 「致袁世凱函（光緒三十一年夏）」『張謇全集（二）』一四一—一四二頁。

(35) 吳保初『北山樓集』黄山書社、一九九〇年、七〇頁

(36) 『柳西草堂日記』光緒三十二年八月二三日。

(37) 『張謇全集（二）』は「光緒三十二年夏」の書簡とするが（註34）、張怡祖（張考若）編『張季子九録』には「光緒三十二年」とあるのみである。「張謇全集」の序文を書く章開沅は、この書簡を吳保初に託したのは「八月（一九〇五年九月）」としているが、論拠は示されていない（藤岡喜久男訳『張謇伝稿——中国近代化のパイオニア——』東方書店、一九八九年、一八一頁）。侯宜傑は、張謇が袁世凱に書信を送ったのは日露戦後処理に関する建議要請があった六月二六日（註43参照）以前とするが、その論拠は示されていない（『立憲運動史』三八頁）。侯宜傑は、袁世凱が七月二日に張之洞・周馥と「立憲」を会奏したという前提に立つがゆえ、「立憲」上奏を促す張謇の書信をそれ以前のものであるように思われる。

(38) 『柳西草堂日記』光緒三十一年十一月末尾。「喬翁自訂年譜」の光緒三十一年十一月にも同内容の記載があり、「袁世凱は風向きをうかがい決しなかった」とある。

(39) 一方、事実、或いは自らの認識や得た情報に反し、袁世凱

による「立憲」上奏が幾度も報道されていたことを、張謇が一切知らなかったとは考え難い。翌一九〇六年十二月十六日に憲政研究会の機関紙として創刊された『憲政雜誌』もまた、前年に袁世凱が「立憲」を上奏したと報じたのであるが（註26・27）、張謇は同会の発起人でもある（『鄭孝胥日記』光緒三十二年八月六日（一九〇六年九月二三日））。機関紙の内容にまで関知しなかったのかもしれないが、立憲の気運を高めるべく、袁世凱ら有力総督による「立憲」主張を望む張謇からすれば、それが誤報であろうと問題としなかったのかもしれない。

(40) 『時報』光緒三十二年五月二五日。

(41) 『覆軍機処（光緒三十二年五月二五日）』『周馥公電稿（一卷）』

『周馥慎公全集（二）』（以下、『周馥電稿』と略記）一—三頁。

(42) 『中外日報』光緒三十一年七月三日。

(43) 『外務部來電（光緒三十一年五月二二日到）』『周馥電稿』一頁。

『清季外交史料』（巻一九〇、五頁）に、「論各督撫及各使日俄議和中国如何因応著各抒所見電」と題した「各省督撫」ではなく「該大臣等」に建議要請をする同内容の電文があり、光緒三十一年五月二四日（一九〇五年六月二六日）のものとしている。侯宜傑はこれにより、日露戦後処理に関する建議要請を二六日としていると思われる（註37参照）。中国第一歴史檔案館編『清代軍機處電報檔案編（三）』（中国人民大学出版社、二〇〇五年、九〇頁）からも二種の電文が確認できる。

(44) 『粵督岑來電（光緒三十二年五月二四日到）』『附録二 梁誠使美所遺文件』羅香林『梁誠的出使美国』文海出版社、一九七九年、二九三頁。

(45) 『致岑制軍電（光緒三十一年六月一日發）』同前書、二九四頁。

(46) 「粵督岑來電（光緒三十二年六月七日到）」同前。

(47) 『申報』光緒三十二年七月十四日。

(48) 「陳日俄議和中国因応善後之策致軍機處（光緒三十一年六月二十二日）」『張之洞全集（四）』五四七—五四九頁。

(49) 三總督會奏と袁世凱の上奏については、これまでこうした指摘がなかったわけではない（浅原達郎「熱中」の人——端方伝——（六）」「泉屋博古館紀要（第十卷）」一九九四年、七一—七二頁。孫安石「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲運動」『中国——社会と文化』第九号、一九九四年（註9）。

川島真「光緒新政下の出使大臣と立憲運動」『東洋学報』第七五卷三四号、一九九四年（註1）。李振武「袁・張・周有無聯銜奏請立憲」『広東社会科学』第四期、二〇〇七年一四五頁。指摘がありながらも、地方大官が立憲政体への移行や視察団派遣を上奏したとする定説は揺るがず、概説書でも述べられている（前掲川島真論文、一三二・一三六・一三八頁。曾田三郎「立憲国家中国への始動——明治憲政と近代中国——」思文閣出版、二〇〇九年、四一・四八—四九・一三六頁。箱田恵子「日露戦争——否応なしの当事国として」岡本隆司・箱田恵子編『ハンドブック近代中国外交史——明清交替から満洲事変まで——』ミネルヴァ書房、二〇一九年、一三三頁）。その論拠とされるのは、当時の報道の他、侯宜傑の説である（伊傑「侯宜傑の筆名」『五大臣出洋考察政治的動因及其演變過程』『近代史研究』一九八九年第三期、一一二—一三頁。侯宜傑「立憲運動史」三八—三九頁に同内容）。全て地方大官の上奏の典拠とされるのは報道であり、「八名の総督中……五名が立憲を奏請した」との記述は、典拠が示されていない。

(50) 前註の孫安石論文（一八九頁）、同じく曾田三郎著作（四九

頁）。李細珠「督撫与清末新政」は報道に加え、北京の幕僚から張之洞への電文を論拠とする（一四九頁）。

(51) 「遵旨敬抒管見上備甄摺摺（光緒二十七年三月七日）」『袁世凱全集（九）』文書番号九—二〇九。

(52) 「遵旨籌議變法謹擬採用西法十一條摺（光緒二十七年六月五日）」『張之洞全集（四）』二六頁。

(53) 「密陳大計摺（光緒三十年正月）」『愚齋存藁』卷十三頁二月初五日（一九〇四年三月二日）に「留中」とされたとある（五頁）。

(54) 「署理两江總督岑春煊奏為病請開缺出洋就醫兼考查各國學政事（光緒三十二年六月三日）」『軍機處錄副奏摺』中国第一歴史檔案館所藏（李細珠「督撫与清末新政」一五〇頁参照）。或いはこれが、「中外日報」が報じた岑春煊の立憲上奏（註42）を指すかもしれない。

(55) 「致湖広總督張之洞電（光緒三十一年五月二八日）」『袁世凱全集（十三）』文書番号十三—九八七。「袁宮保來電（光緒三十一年五月二九日到）」『張之洞全集（十一）』二二六頁。

(56) 註（32）に同じ。

(57) 註（41）に同じ。

(58) 袁世凱、周馥、いずれの上奏も原文は「地方自治之基」。両上奏の「地方自治」構想と、そこで日本が視察対象として挙げられた理由については、稿を改めて論じる。

(59) 註（48）に同じ、五四八頁。

(60) 『柳西草堂日記』光緒三十年三月二八日（一九〇四年五月十三日）。

(61) 平川幸子「ポーツマス講和會議・幻の清国使節団——日露戦争下の米清關係——」（軍事史学会編『日露戦争（一）——国際的文脈——』錦正社、二〇〇四年）一〇四頁。

- (62) 外務省編『日本外交文書（日露戦争Ⅴ）』日本国際連合協会、一九六〇年、文書番号一四六。
- (63) 同前書、文書番号一四八。
- (64) 同前書、文書番号一五〇。
- (65) 同前書、文書番号一五二。
- (66) 註(61)に同じ、一〇七頁。
- (67) 『采慶日記』光緒三二年六月二日。
- (68) 註(62)に同じ、文書番号一六〇。
- (69) 『采慶日記』光緒三二年六月七日。
- (70) 趙炳麟『光緒大事彙纂』卷十二、二頁（趙柏敬集）。
- (71) 『采慶日記』光緒三二年六月十一日。
- (72) 『茹絳先生自訂年譜』光緒十八年春、三二年、二四年六月、二七年七月・冬、二九年八月中旬・十一月、三二年六月。唐文治は左侍郎に任命されたのを光緒三二年六月とするが、正確には八月十九日（一九〇五年九月十七日）である。
- (73) 同前書、光緒二八年九月初。
- (74) 『英輅日記序』『茹絳堂文集（卷四）』四四・四七頁。
- (75) 溥銓『我的家庭—慶親王府』片断』全国政協文史資料委員会編『晚清宮廷生活見聞』中国文史出版社、二〇〇〇年版、二四四頁。
- (76) 一九〇三年七月三日（光緒二九年閏五月九日）に張振勳が「奏陳振興商務条議」を上奏すると、載振・伍廷芬に「協議の上で奏上」するよう命じられた。唐文治が代わり「議覆張振勳条陳商務摺」（『茹絳堂奏疏（卷二）』一一二五頁）を起草し、八月末から九月初に上奏された。九月七日（同年七月十六日）に商部設立の上諭が下り、載振が尚書、伍廷芬が左侍郎に任ぜられる。九月二六日（同年八月六日）に商部が上奏した「擬商部章程摺」（同前書、二五—三四頁）もまた唐文治が起草した。十月一日（八月十一日）、唐文治は商部右丞に任ぜられ、十二月八日（同年十一月九日）、左丞に転じた（陸陽『唐文治年譜』上海三聯書店、二〇一三年、六八一—七一頁）。これ以降も唐文治が商部上奏の起草役を担う。『茹絳堂奏疏』卷二・三に唐文治起草の商部上奏が収められている。
- (77) 『英輅日記（卷二）』光緒二八年三月二十四日。
- (78) 『英輅日記（卷一）』光緒二八年三月十一日。
- (79) 『奉使日本記（代那大臣作辛丑（光緒二七年））』『茹絳堂文集』卷六、二六頁。『茹絳先生自訂年譜』（光緒二七年八月中旬）に、日本の国勢については「東瀛日記」に詳述したとあるが、その存在は明らかではない。那桐一行が日本に到着したのは九月五日であり、その十日ほど前に駐日公使李盛鐸は「立憲」を上奏している（註8）。当然ながら、連日のように李盛鐸は那桐一行のもとを訪れ、会談している（『東使日記』『那桐日記』）。
- (80) 『英輅日記（卷三）』光緒二九年四月六日（一九〇二年五月十三日）。
- (81) 清朝の知識人の間では、一八八〇年代後半までに、海外各国の政体を、専制君主・共和・立憲君主の三種に分類し、それをそれぞれ、君主・民主・君民共主と称すようになっていた（佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』東京大学出版会、二〇〇〇年、二一七頁）。
- (82) 『英輅日記（卷五）』光緒二九年五月十五日（一九〇二年六月二十日）。
- (83) 『英輅日記（卷十二）』光緒二九年七月二九日（一九〇二年九月一日）。載振一行はこの日、日本に到着した。
- (84) 同前書、光緒二九年八月二日（一九〇二年九月三日）。
- (85) 同前書、光緒二九年八月三日（一九〇二年九月四日）。

(86) 『英軔日記序』。

(87) 『齋翁自訂年譜』光緒三十年六月。先行研究には「西太后が憲法導入に熱心であるように示唆されたのは甚だ疑わしい」と述べるものもあるが(熊達雲『近代中国官民の日本視察』成文堂、一九九八年、二七八頁)、『英軔日記』により、日本憲法を君主大権と皇位安定を定めるものとして認識していたとすれば、西太后の反応も頷ける。

(88) 『致趙鳳昌函・二』(光緒三十年六月一日)、『張謇全集』(二)一三三頁。

(89) 『柳西草堂日記』光緒三十年十月十七日。

(90) 『光緒宣統兩朝上諭檔』(三二)『文書番号四四六』。

(91) 『紹英日記』光緒三十一年六月二五日(第十二冊『出使日記』)。また、載沢に海外渡航の経験がないために一名を加えた、慶親王から説明があつたとある。紹英は一九〇二年、京師大學堂提調として教育制度の視察に日本を訪れているが、載振と唐文治の到着前に日本を離れている(同書、光緒二十八年七月十八日(一九〇二年八月二一日))。

(92) 載沢を光緒帝の弟とする記述も散見されるが(註49の孫安石論文、同「光緒新政期、政治考察五大臣の日本訪問」『歴史学研究』第六八五号、一九九六年。川島真『近代国家への模索』(一八九四—一九二五)岩波書店、二〇一〇年。中村元哉『対立と共存の日中関係史——共和国としての中国』講談社、二〇一七年)、義弟とする程度が妥当であるように思われる。

(93) 『光緒宣統兩朝上諭檔』(三二)『文書番号四二二』。

(94) 同前書、文書番号四一〇。

(95) 『論摺彙存』光緒三十二年六月二四日に「沢公は東陵より回京し、機嫌伺いた」とある。

(96) 『光緒宣統兩朝上諭檔』(三二)『文書番号四〇九』。

(97) 『茹経先生自訂年譜』光緒三十二年七月。「留中」とされたところがある。

(98) 『請改定官制摺』(乙巳〔光緒三十一年〕七月)、『茹経堂奏疏』卷三、三二・二四・二七頁。

(99) 『紹英日記』光緒三十一年八月十九日。

(100) 戴鴻慈『出使九国日記』(卷一)『光緒三十一年八月十九日』。

(101) 『乙巳十一月十三日天津端星使來電』、『張之洞檔案』(李細珠『張之洞与清末新政』二七四頁、李細珠『督撫与清末新政』一五八頁参照)。

(102) 『柳西草堂日記』光緒三十一年十一月二日。

(103) 趙鳳昌『中国欲預聞日俄泊資模斯議約未允』、『惜陰堂筆記』一一二頁(『人文月刊』第二卷第八期、一九三二年)。

(104) 『茹経先生自訂年譜』光緒三十一年八月。上奏の正確な日付は定かではないが、光緒三十二年八月二六日の爆破事件について記された後、「請立憲摺」について述べられている。

(105) 『請立憲摺』(乙巳〔光緒三十二年〕八月)、『茹経堂奏疏』卷三、二九三三頁。

(106) 註(104)に同じ。

(107) 『光緒朝東華錄』光緒三十一年十月辛酉(一九〇五年十一月十八日)。

(108) 『光緒宣統兩朝上諭檔』(三二)『文書番号七九九』。

(109) 載沢『考察政治日記』光緒三十一年一月初四日。

(110) 「出使各国考察政治大臣載沢奏請宣布立憲密奏」(光緒三十三年)『故宮博物院明清檔案部編『清末預備立憲檔案史料』(上冊)』中華書局、一九七九年(以下、『預備立憲檔案史料』と略記)、一七三—一七六頁。

(111) 夏曉虹『梁啓超代擬憲政摺考』、『梁啓超——在政治与學術

之間」東方出版社、二〇一三年。梁啓超が代作したとされるのは「請定国是以安大計摺」（『端忠敏公奏稿（巻六）』二八—四三頁）と次註の上奏の二件。

(112) 「請改定官制以爲立憲預備摺」（『端忠敏公奏稿（巻六）』二八—六八頁）。『預備立憲檔案史料』（三六七—三八三頁）に「内官制名称及び職務権限」改定目録を略し収録されている。

(113) 『光緒宣統兩朝上諭檔（三二）』文書番号六〇〇。

(114) 同前書、文書番号六〇三。

(115) 李細珠著作二編、侯宜傑著作（以上註8）、川島真論文、曾田三郎著作（以上註49）など。また、視察目的が憲政や憲法となる経緯については、結果的になりゆきの中で（永井算巳『中国近代政治史論叢』汲古書院、一九八三年、二一六頁。黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、二〇〇二年、二五五頁）、或いは自明のこと（註49の孫安石論文、一九三頁）とされるなど、関心が払われていなかったとも言える。

(116) 註(20) — (22) の三件のみ。註(49) の川島真論文では、官界での立憲運動の発端は光緒三十年二月の四出使大臣による連名上奏とされている（一三六頁）。出典が示されていないが、『清季外交史料』（巻一八二、九—十頁）の「孫宝琦胡惟德張德彝楊張鑿致外部日俄用兵請速變法電（光緒三十年二月六日（一九〇四年三月二二日））」を指すだろう。ただし、これは「変法」を述べるものであり、政体変更や憲法制定を訴える「立憲」上奏ではない。孫宝琦はこの上奏に納得いかず（註12）、数カ月を置かず単独で「立憲」を上奏したのである（註20）。

(117) 註(50) に同じ。李細珠著作は、一四八—一五八頁。

(118) 註(96) に同じ。

(119) 「出使各国大臣奏請宣布立憲摺」『憲政初綱』（東方雜誌臨時増刊、光緒三十二年十二月、「奏議」一—四頁）。『預備立憲檔案史料』（一〇一—一二頁）に「出使各国考察政治大臣載沢等奏請以五年為期改行立憲政体摺（光緒三十一年）」として、同文が掲載されているが、これは載沢ではなく在外公使の連名上奏である。註(49) の川島真論文の註23、孫安石論文の註55に詳しく述べられている。

（上智大学ほか非常勤）